



多治見カントリークラブ

利用約款



多治見カントリークラブ

利 用 約 款

第 1 条 (約款の適用)

当クラブを利用される方には、会員、非会員を問わず、安全で快適なプレーをお楽しみ頂くために、本約款の定めが適用されるものとします。

第 2 条 (利用契約の成立)

当クラブにおいてプレーされる方は、フロントにて署名簿に署名して下さい。これにより、当クラブは署名者の利用をお引き受けすることになります。

第 3 条 (利用の申込・取消し等)

プレーの予約は、当クラブの定める手続きに従い実施するものとし、また予約取消しについては当クラブの定める取消料を申し受けます。

第 4 条 (利用の拒絶)

当クラブでは、次の場合には施設の利用をお断りすることがあります。

- ①満員・その他の理由でスタート時間に余裕がない場合。
- ②天災、異常気象（暴風雨・降雪・雷鳴等）、その他やむを得ない事情により当クラブをクローズする場合。
- ③利用者が公序良俗に反する行為をした場合、またはそのおそれがあると認められた場合。
- ④利用者が暴力的な行為または不法行為を行うおそれがあると認められる場合。
- ⑤非会員が、会員の同伴や紹介等を受けていない場合。
- ⑥当クラブに相応しくない服装、髪型、挙措動作のある場合。
- ⑦本約款に違反した場合、ならびに当クラブが施設利用をお断りすべきと判断した場合。

第 5 条 (暴力団等入場拒否)

次に該当する者は、当クラブに入場し、また施設を利用することができません。

- ①暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力（以下暴力団等と称します）。
- ②暴力団等を同伴し、または暴力団等を紹介して利用させた会員。

なお、施設利用申込を受理した後であっても、利用者が上記のいずれかに該当することが判明した場合は施設の利用をお断りします。また、該当者が施設利用中であってもその時点で施設の利用を中止し、退場して頂きます。

第 6 条 (利用継続の拒絶)

当クラブでは、次の場合には施設の利用の継続をお断りすることがあります。

- ①利用者による公の秩序または善良の風俗に反する行為があったとき。
- ②利用者による当クラブに対する好ましくない行為があったとき。
- ③天災その他やむを得ない事情で施設の利用ができないとき。
- ④利用者に技術の未熟、またはエチケット・マナーに著しく反する行為があったとき。
- ⑤利用者が本約款に違反したとき。
- ⑥その他、当クラブが施設利用の継続をお断りすべきと判断したとき。

第 7 条 (利用または利用継続の拒絶に対する免責)

当クラブは、第4条、第5条、第6条の適用において、返金・損害賠償等一切の責任を負わないものとします。ただし、天候・災害が原因で、プレーの全部または一部をすることが出来なかった時の取り扱いについては、当クラブの定めるところによります。

第 8 条 (休場日・開場・閉場時間)

当クラブの休場日および開場・閉場時間は、当クラブの定めるところによります。

第 9 条 (貴重品・その他高価品)

貴重品・その他高価品は、利用者の責任において管理頂くとともに、プレーに際してはクラブハウス内設置のフリー ボックスまたはフロント係員にお預け下さい。フロントにおけるお預かり品は、預かり証と引き換えにお返しいたします。なお、預かり証を紛失した場合は直ちに届け出て下さい。場内における、貴重品・その他高価品（フロントにおけるお預かり品を除く）の盗難・紛失等については、当クラブでは一切の責任を負いません。

第 10 条 (携帯品・自動車等)

携帯品（ゴルフ関連用品・衣類等）の紛失や盗難、また、場内でのお車の事故に

つきまして、当クラブでは一切の責任を負いません。

第 11 条 (ロッカーの利用)

当クラブでのロッカーの利用に際し、以下の点にご留意下さい。

- ①ロッカーキーは紛失防止のためフロント係員にお預け下さい。
- ②ロッカー使用中は必ず施錠し、閉扉後は施錠確認をして下さい。
- ③ロッカー内の収納品については、当クラブでは保管責任を負いかねますので、利用者において十分ご注意頂き、貴重品等はお入れにならないで下さい。なお、当クラブが必要と認めた場合、利用者の許可なくロッカーを開扉し点検する場合があります。
- ④ロッカーキーはご利用終了時に回収させていただきますので、フロント係員にご返却下さい。
- ⑤ロッカーキー紛失の際は、その交換に要する費用の実費を請求させていただきます。

第 12 条 (危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

ゴルフは危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、安全に関するキャディーのアドバイスに従うとともに全て自己の安全管理と責任においてプレーして下さい。

第 13 条 (緊急患者の処置)

プレーヤーは自身の健康状態について、常に配慮して下さい。万一、急病者が発生した場合、当クラブが出来る限り処置を行いますが、結果については責任を負うことができません。

第 14 条 (ティーインググラウンドにおける素振り)

素振りは、ティーマーカー内の打席または特に指定された場所以外では行わないで下さい。また、打者以外のプレーヤーはティーインググラウンドに立ち入らないで下さい。

第 15 条 (飛距離の確認)

後続組の打者は、安全に関するキャディーのアドバイス、また信号機の設置されたホールではその標示に従うとともに、自己の飛距離を自分の責任で判断し先行組に打ち込むことのないよう十分確認した上で打球して下さい。

第 16 条 (打者の前方に出ないこと)

同伴プレーヤーは、打者の前方に絶対に出ないで下さい。

第 17 条 (隣接ホールへの打ち込み)

隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛球方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。万一、隣接するホールへ打ち込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに速やかに合図して下さい。隣接ホールにおいては、そのホールのプレーヤーの邪魔にならないようにプレーするとともに、自己の同伴プレーヤーにも十分注意して安全を確認してから打球して下さい。

第 18 条 (退避および退避所)

先行組のプレーヤーが後続組に対して打球させるときは、先行組は後続組が全員打ち終えるまで退避所または安全な場所に退避して下さい。

第 19 条 (ホールアウト後の退去)

ホールアウトした場合は直ちにグリーンを離れ、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

第 20 条 (雷・地震など天災が発生した場合)

雷鳴・地震など天災が発生した場合は、当クラブもしくはその従業員からの指示の有無にかかわらず、直ちにプレーを中断し、避難所等安全な場所に避難した上で、当クラブの指示に従って下さい。当クラブでは落雷や地震など天災による被害について一切の責任を負いません。

第 21 条 (火気使用の禁止)

コース内およびクラブハウス内における火気の使用および喫煙は、所定の場所を除き禁止します。また、煙草の吸殻、マッチの燃え殻は消火を確認した上で灰皿にお入れ下さい。

第 22 条 (プレー終了後の用具等の確認)

利用者はプレー終了後にゴルフ用具を点検し、お取り間違いがないかの確認をして下さい。確認後のゴルフ用品の不足、お取り間違い、その他の瑕疵について当クラブは一切の責任を負いません。

第 23 条 (施設内への持ち込み品)

当クラブの施設内には次のものの持ち込みをお断りします。

- ①動物等ペット類。
- ②著しく悪臭を放つもの。
- ③銃砲刀剣類。
- ④発火および爆発のおそれがあるもの。
- ⑤騒音を発するもの。
- ⑥その他他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与えると当クラブが判断するもの。

第 24 条 (禁止行為)

当クラブでは下記の行為をお断りします。

- ①賭博、その他風紀を乱す行為。
- ②物品販売、宣伝広告等の行為。
- ③利用者以外のコース内への立ち入り（特に許可する場合は除く。許可した場合でも負傷等の事故についての損害賠償等一切の責任を負いません）。
- ④他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為。
- ⑤施設の器具・備品等を持ち出し、または棄損する行為。
- ⑥その他当クラブの適正な利用を妨げる行為。

第 25 条 (違背の場合の責任)

利用者が本約款に違反して第三者に損害を与えた場合、当クラブでは一切の責任を負いません。

第 26 条 (練習場)

打球練習場、アプローチ・バンカー練習場およびパッティンググリーンは、当クラブが認めた者に限り利用できるものとします。利用可能時間は開場から午後 4 時までといたします。また、その利用にあたり万一事故が生じても、当クラブでは一切の責任を負いません。

第 27 条 (損害賠償の責任)

利用者が故意または過失により、当クラブの従業員または施設に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。利用者が非会員のときは、同伴または紹介した会員も連帯してその損害金の支払債務の履行を保証していただきます。

第 28 条 (宅配便のお取次ぎ)

ゴルフクラブ・バッグ・シューズ等の宅配便による発送については、マスター室にてそのお取次ぎを行います。ただし、当クラブではその配達または盗難、紛失、破損等につき一切の責任を負いません。

第 29 条 (忘れ物)

お忘れ物は発見した日から 3 ヶ月間お預かりします。ご本人の所持品であることを証明していただいた上で、期間内にお引取り下さい。期間内にお引取りのない場合は任意処分させていただきます。

第 30 条 (服装)

入場時は上着をご着用下さい（夏期を除く）。ジーンズ・半ズボン・サンダル履きでのご来場はご遠慮下さい。半ズボンでのプレー時は膝下までの長さのソックスの着用をお願いいたします。

第 31 条 (浴室における禁止行為)

当クラブでは浴室施設内における下記の行為をお断りします。

- ①刺青・タトゥーをしている方の浴室への入場。
- ②浴室の清潔の維持を妨げる行為。
- ③その他、他の入浴者に迷惑のかかる行為。

第 32 条 (乗用カートについて)

乗用カートの利用については、別途定める乗用カート利用約款を遵守して下さい。万一事故が生じても当クラブでは一切の責任を負いません。

第 33 条 (非会員への周知依頼)

会員は本約款の内容を同伴または紹介した非会員に対し周知徹底するようご協力願います。

第 34 条 (信義則)

本約款に定めのない事項については、ゴルフプレーの精神に則り、信義誠実の原則に従って解決されるものとします。

付 則 本約款は平成30年4月11日から施行します。



多治見カントリークラブ

〒507-0017 岐阜県多治見市長瀬町3番地 TEL0572(23)7511